

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【公表番号】特表2008-503663(P2008-503663A)

【公表日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2008-005

【出願番号】特願2007-520347(P2007-520347)

【国際特許分類】

D 0 6 M 15/263 (2006.01)

D 0 3 D 15/00 (2006.01)

D 0 4 H 1/58 (2006.01)

A 4 1 D 13/00 (2006.01)

【F I】

D 0 6 M 15/263

D 0 3 D 15/00 A

D 0 4 H 1/58 A

A 4 1 D 13/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月28日(2007.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

纖維と、約-40～約0のガラス転移温度を有する高粘度ポリマー約1～約15重量%とを含んでなる纖維構造物。

【請求項2】

請求項1に記載の纖維構造物の1つもしくはそれ以上の層を含んでなる、物品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0056

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0056】

表5の固体接着剤による結果は、剛性が高くなると比較的低い重量分率において、より不十分な弾道貫通抵抗(より低いV<sub>50</sub>)につながることを確認する。また、かかる系は液体接着剤で加工された系よりも実質的に剛性であり、これは快適さを減少させる。

本発明の好適な実施態様は次のとおりである。

1. 繊維と、約-40～約0のガラス転移温度を有する高粘度ポリマー約1～約15重量%とを含んでなる纖維構造物。

2. ポリマーが約20,000～400,000の分子量を有する上記1に記載の纖維構造物。

3. ポリマーが20において約2×10<sup>6</sup>～約10<sup>13</sup>ポアズの粘度を有する上記1に記載の纖維構造物。

4. ポリマーがポリ(ビニルプロピオネート)、ポリ(ヘキシルメタクリレート)、ポリ(イソプロピルアクリレート)、およびエチレン/メチルアクリレートコポリマーよ

りなる群の 1 つから選択される上記 1 に記載の纖維構造物。

5 . 繊維がポリオレフィン、ポリイミド、ポリエステル、ポリ(ビニルアルコール)、ポリベンゾイミダゾール、ポリピリドビスイミダゾール、ポリピリダゾール、ポリアレーンアゾール、およびポリアラミドよりなる群の 1 つから紡糸される上記 1 に記載の纖維構造物。

6 . 編布、織布、一織構造物、一方向シート、多方向シート、不織層、および単纖維よりなる群から選択される形態にある上記 1 に記載の纖維構造物。

7 . ポリマーがポリビニルプロピオネートであり、纖維がポリアラミドである上記 1 に記載の纖維構造物。

8 . 上記 1 に記載の纖維構造物の 1 つもしくはそれ以上の層を含んでなる、物品。

9 . ポリマーがポリ(ビニルプロピオネート)である上記 8 に記載の物品。

10 . ポリマーがポリ(ヘキシルメタクリレート)である上記 8 に記載の物品。

11 . ポリマーがポリエチレン/メチルアクリレートコポリマーである上記 8 に記載の物品。

12 . 繊維がポリピリドビスイミダゾールを含んでなる上記 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の物品。

13 . 繊維がポリピリダゾールを含んでなる上記 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の物品。

14 . 繊維がポリアレーンアゾールを含んでなる上記 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の物品。

15 . 繊維がポリベンゾイミダゾールを含んでなる上記 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の物品。

16 . 繊維がポリ(パラフェニレンテレフタルアミド)を含んでなる上記 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の物品。

17 . 防護服である上記 8 に記載の物品。

18 . 加工層および未加工層の組合せを含んでなる防護服である上記 8 に記載の物品。

。